

---

## 議案第 1 号 白老町職員の寒冷地手当に関する条例の制定について

**議長（堀部登志雄君）** 日程第 3、議案第 1 号 白老町職員の寒冷地手当に関する条例の制定についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

はい、白崎総務課長。

**総務課長（白崎浩司君）** それでは議案第 1 号、ご説明いたします。

議案第 1 号、白老町職員の寒冷地手当に関する条例の制定について。白老町職員の寒冷地手当に関する条例を次のように定める。平成 16 年 11 月 29 日提出、白老町長。

白老町職員の寒冷地手当に関する条例。白老町職員の寒冷地手当に関する条例の全部を改正する。

目的。第 1 条、この条例は、地方公務員法第 24 条第 6 項及び職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 18 条の規定に基づき、職員に支給される寒冷地手当に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

寒冷地手当の支給。第 2 条、寒冷地手当は、本町職員のうち、毎年 11 月から翌年 3 月までの各月の初日において在職する職員に対し支給する。

寒冷地手当の額。第 3 条、支給対象職員の寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、次の表に掲げる額とする。

世帯主の区分。世帯主である職員、扶養親族のある職員 23,360 円。扶養親族のない職員 13,060 円。その他の職員 8,800 円。

休職者等に対する支給。第 4 条、寒冷地手当は、基準日において本町に勤務する給与条例第 21 条第 1 項から第 3 項までの規定により給与の支給を受ける職員にも支給する。

2 項、給与条例第 21 条第 1 項の規定により給与の支給を受ける職員の寒冷地手当は、前条の規定に準じて算出した額とし、給与条例第 21 条第 2 項又は第 3 項の規定により給与の支給を受ける職員の寒冷地手当の額は、前条の規定に準じて算出した額にその者の給料の支給について用いられた給与条例第 21 条第 2 項又は第 3 項の規定による割合を乗じて得た額とする。

第 3 項、前項に掲げるもののほか、地方公務員法第 29 条の規定により停職にされている職員については寒冷地手当を支給しない。

第 4 項、支給対象職員が次に掲げる場合に該当するときは、当該支給対象職員の寒冷地手当の額は、前条及び前 2 項の規定にかかわらず、前条の規定による額を超えない範囲内で町長が定める額とする。

1 号、基準日において前 2 項に掲げる職員のいずれにも該当しない支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、前 2 項に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員となった場合。

2 号、基準日において前 2 項に掲げる職員のいずれかに該当する支給対象職員が、当該基準日の翌日から当該基準日の属する月の末日までの間に、前 2 項に掲げる職員のいずれにも該当

しない支給対象職員となった場合。

委任。第5条、この条例に定めるもののほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則。施行期日。第1項、この条例は、平成17年4月1日から施行する。

経過措置。第2項、この項から附則第6項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1号、改正前の寒冷地手当条例 改正前の白老町職員の寒冷地手当に関する条例をいう。

第2号、改正後の寒冷地手当条例 改正後の白老町職員の寒冷地手当に関する条例をいう。

第3号、経過措置対象職員 平成16年9月1日から引続き在職する職員をいう。

第4号、旧算出規定 改正前の寒冷地手当条例第3条第1項及び第2項の規定をいう。

第5号、基準世帯等区分 経過措置対象職員の旧基準日以降における世帯等の区分のうち、旧算出規定を適用したならば、算出される同条第1項の規定による加算額又は同条第2項の規定による基準額がもっとも少なくなる世帯等の区分をいう。

第6号、みなし寒冷地手当基礎額 経過措置対象職員につき、改正後の条例第2条に規定する基準日におけるその基準世帯等区分をその世帯等区分とみなして、旧算出規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額を5で除して得た額をいう。

第3項、基準日において経過措置対象職員に対しては、みなし寒冷地手当基礎額から次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に掲げる額を減じた額が、その者につき改正後の条例第3条の規定を適用としたならば算出される寒冷地手当の額を超えることとなるときは、改正後の条例第3条の規定にかかわらず、特例支給額の寒冷地手当を支給する。

平成17年11月から平成18年3月まで10,000円。平成18年11月から平成19年3月まで14,000円。平成19年11月から平成20年3月まで18,000円。平成20年11月から平成21年3月まで22,000円。平成21年11月から平成22年3月まで26,000円。

第4項。改正後の条例第4条第2項及び第4項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される経過措置対象職員である者について準用する。この場合において、同条第2項中「前条」とあるのは「改正後の条例附則第3項」と、同条第4項中「前条及び前2項」とあるのは「改正後の条例附則第3項と附則第4項において読み替えて準用する前条及び前2項」と、同項第1号及び第2号中「前2項」とあるのは「改正後の条例附則第4項において読み替えて準用する前2項」と読み替えるものとする。

議案説明で内容等を説明いたします。

本年8月6日人事院は、官民給与の逆格差を是正するため国家公務員に係る寒冷地手当の制度改定を行なうことが必要であるとして、支給地域の見直し、支給額の引下げ、支給時期・方法の抜本的見直しをするよう勧告を行ないました。

国においては、勧告どおり実施することとする法律改正が行われたので、本町においてもこれに準じて改正を行い、寒冷地手当制度の抜本的見直しを行なうため、本条例を制定するもの

であります。

具体的な改正内容については、次のページの資料で新旧対象表で説明いたします。

まず、1つ目の基本的事項ですが、一つが地域区分については、これは国の基準ですが、改正前は5級8区分で、白老町は5級地の北海道乙地でありましたが、改正後は4級4区分で、北海道2級地になりました。

2つ目には支給方法についてですが、改正前は9月1日の基準日に一括支給しておりましたが、改正後は11月から3月までの5か月間で月額支給となります。

3点目の支給区分については、改正前は世帯区分に応じた基準額と加算額の合算額で支給しておりましたが、改正後は世帯区分に応じた支給額1本となります。

4点目、世帯区分については、改正前は4区分、記載のとおり4区分でありましたが、改正後は扶養親族あり・なしとその他の職員の3区分に改正されました。

次、2つ目の支給額について説明いたします。

扶養親族3人以上あるいは1人又は2人について、改正前は基準額と加算額を合わせてそれぞれ253,700円と226,500円でありましたが、改正後は月額23,360円で、5か月の総支給額は116,800円となり、それぞれ136,900円と109,700円の減となります。

扶養親族なしの場合は、改正前の支給額142,900円が、改正後月額13,060円で、5か月の総支給額は65,300円となり、77,600円の減となります。

その他の職員については、改正前の支給額89,200円が、改正後月額8,800円で、5か月の総支給額は44,000円となり、45,200円の減となります。

次に3点目の経過措置についてですが、以上の改正内容から減額幅が大きいことから、国の改正に準じて、激変緩和措置として、附則第3項で経過措置を規定するものであります。

扶養親族3人以上の経過措置対象職員で申し上げますと、17年度50,000円、以後最大6年間まで2万円刻みで低減措置し、22年度に改正後の支給額とするものであります。

なお、国においては16年度分からの改正で、経過措置としては最大5年ではありますが、本町においては現行の加算額が国より多く、減ずる額が国より多いため、17年度から最大6年間とするものであります。

以上の改正から、現行の世帯区分で支給額を試算しますと、16年度支給額との比較では、17年度は約16,500千円の減、18年度は約21,700千円の減、19年度は約25,800千円の減、20年度は約28,900千円の減、21年度は約29,300千円の減、22年度は約28,400千円の減となり、累積削減額は約161,000千円の見込みであります。

以上、雑ぱくですが、説明を終わらせていただきます。

**議長(堀部登志雄君)** 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

はい、14番、大淵紀夫議員。

**14番(大淵紀夫君)** 14番、大淵です。議案説明でありますように、官民格差の逆格差を是正するということなのですけれどもね、この根拠は、町にはどの程度詳しく、これぐらいの格差があっただからやるのだよと、というようなものが、国からどれぐらい詳しくきているのか、あまり面倒なことは結構ですから、我々が分かる範囲で、これぐらいの差があるからこういうふうにするのだよと、というようなところを一つご説明願いたいというふうに思います。

もう一つ、国の格差よりも白老町の格差が大きいから、5年度分を6年度分にするよということなのですけれども、これの根拠は、例えばもっとね、国より白老町が格差が大きいということか、多く払っていたという意味なのか。それとも区分が何かで多く払わざるを得なかったのかね。それは6年を7年とか8年とかにすることができるのかどうかね。国が5年だというのが白老町は6年なわけだから、そういうふうにするのかどうか。

それから、当然これ、激変緩和措置がございますので、22年までのことで今比べるわけにはちょっと、単純にはいかないと思うのだけれども、相当なその、切り下げですよ。で、このことによるやっぱり職員のその、生活設計から始まりましてね、もちろんこれは寒冷地手当ですから、全部がということじゃないでしょうけれどもかかる分があるわけですから。

だけど、生活に支障がある範囲がないのかどうか。また、灯油なんかの換算でいくと、これで十分何て言うのかな、冬過ごせるのかどう・・・過ごせるという表現は悪いね。何て言うのかな、見合う状況になるのかどうか。この点、この3点ちょっとお尋ねをしたいと思います。

**議長(堀部登志雄君)** はい、白崎総務課長。

**総務課長(白崎浩司君)** 3点ございました。1点目の人事院勧告に基づく、町に対して詳しくという内容のお話ですけれども、白老町がとか、あるいは北海道の町村がどうのというような詳しい内容の人事院からの説明は特にございません。

ただ、給与と同様にですね、全国でちょっと定かな数字ではないですけれども、大企業・中企業・小企業と言いますか、そういう中で、給与とあるいは手当と、そういうようなものを比較しましてですね、人事院勧告がされるという中で、この寒冷地手当についても、民間で支給されている金額以上に今までも、公務員の方については支給されていると。実態に合わせて今回、支給方法を含めて改正するという内容できております。

詳しく内容をということですが、その程度の説明資料で来ておりますので、説明いたします。

それから、2点目の国より多くというようなお話でしたが、もう少し具体的に言いますと、先ほど現行支給額での表もございますが、2の方の表がありますけれども、支給については基準額プラス加算額ということで支給されております。ここに記載しているのは町の支給の表ですけれども、基準額については国と同額です。3人以上ですね、163,700円。その他の区分についても、基準額については国と同額です。

それから、加算額につきましては、国の方は上からいきますと扶養親族3人以上51,600円、それから1人から2人、これについても同額の51,600円。それから扶養親族なしが34,400円。その他の職員が17,200円ということで、規定されております。

町の方はですね、これは全道の町村ほとんど同じですけれども、加算額の算出根拠と言いま

すか、数字的な支給額の根拠は、灯油単価に実勢単価にですね、白老町の場合2,000リットルをかけてということで、昨年リットル当たり45円の2,000リットルが扶養親族3人以上と。その3分の2、扶養親族なし、それから扶養親族ありで3分の2、3分の1という形で低減されるということで、国の基準と違いまして、算出の算出方法としては、単価かける灯油量ということで、白老の場合は2,000リットル。これは決め事で各町村で2,000があったり1,800リットルがあったりとか、そういう総数としては統一されていませんけれども、白老としては2,000リットルということで、先ほど言いました金額でいうと国の方が加算額51,600円が90,000円ということなものですから、扶養親族ありの部分では国よりも38,400円支給額が多かったと。

それから、扶養親族なしの方が25,600円多かった。その他の職員で12,800円多かったと。で、これを今回の改正では国と準ずるということで、同額にするということですから、経過年数も国の方は5年間で16年度からということで、低減措置も初年度については30,000円、その以降20,000円ずつの減額で、20年度には今改正後の扶養親族ありでは116,800円の高額にするということの経過措置を設けています。

で、今回白老町の方の改正は、先ほど言いました金額から扶養親族ありの方では38,400円多く減額されるという、減額するというようなことなものですから、これの激変緩和措置として、経過年数を22年度まで持ってくるというような内容でございます。

それから、3点目の生活に支障がないとか、灯油の見合う金額かというようなお話ですが、今2点目でお話したとおりですね、そういうことを含めて、国の基準に国家公務員に準じて支給するというのが大前提できていますので、これの激変緩和として経過年数を持つと。で、確かに先ほど言いました灯油単価もですね、昨年と比べて10円ほど上回っておりますけれども、これで全部灯油を買うとかですね、それから寒冷地手当の目的としては、衣服も含めてですね、そういうものを購入するというような手当ですから、すべてが間に合うかどうかというのは、その生活実態によって当然変わってくると思っておりますけれども、国の支給の額にこの、例えば北海道の2級地ということでの基準に合わせて、支給額を設定するという内容でございます。以上でございます。

**議長(堀部登志雄君)** はい、14番、大淵紀夫議員。

**14番(大淵紀夫君)** 14番、大淵です。一つはね、その実態の根拠、官民給与の逆格差を是正するその実態の根拠がちょっと薄いのではないかと。もちろん白老町が勝手に決めるということじゃないということは十分承知しておりますけれども、しかし、そのところがきちっと説明されないと、単なる国の基準で、私の言っていることが間違っているかもしれませんけれども、例えば本州の方は冷房を使うからね、北海道との差はこれぐらいいいんだよとか何だとか、そういうことがあるのかどうか分かりませんよ。分かりませんけれども、少なくとも民間との逆格差を埋めるということであれば、もうちょっときちっとした根拠が、国に聞くなり何なり町がきちっと説明すべきじゃないかと。

それはね、やっぱり多いとか少ないとか、幅が大きいだけじゃなくて、根拠がきちっとやっ

ぱりしなくちゃいけないと。私はここは議会ですから、やっぱりそういうものがきちんとしなくちゃいけないんじゃないかというふうに思って聞いたのですけれども、その点一つ、どういうことなのかね。

もう一つ、2点目のことで私が言ったのは、6年をじゃ7年・8年にできるのかということなのです。なぜかというと、労働組合との話し合いでね、もちろん組合員は自分達の、組合の組合員の皆さん方の権利を守る、ちゃんと権利があるわけですから、例えば実態は違うのかもしれないけれども、苫小牧さんのような状況が今続いていますよね。で、白老はそこをきちっと納得されたのかどうか、そのところも含めてですね、そういう点がきちっといくためにも根拠をきちっと説明する。国がやれと言うからやったんだと。だけど、国は5年だけでも白老はちょっと大変だから6にするよと。そうであればもっと幅があったりね、交渉の幅があったりいろいろなことが起きてくるのではないかと、私は思うのですよね。

で、そういうことができる範囲のことがあるのであればあるようなやっぱり、町の態度や交渉の仕方や説得の仕方や根拠、論拠全部ね。やっぱり示すべきじゃないかというふうに思うのですけれども。

これはやっぱり、こういうことが民間にね、ここで言えば逆格差の是正といっているのだけれども、逆に言えば民間の今度は公務員が下がったことによって、民間の寒冷地が下がるっていうことだってこれは考えられるわけなのです。

ですから、これは影響力というのは果てしなく大きいと。北海道の経済を含めて、私は大きいものだと、私は思うのですけれども。そういう点まで考慮したうえの何て言うのかな、提起の仕方が必要だと私は思うのだけれども、その点どうですか。

**議長（堀部登志雄君）** はい、白崎総務課長。

**総務課長（白崎浩司君）** 1点目と言いますか、この金額の根拠うんぬんですけれども、先ほども言いましたとおり、白老町として数字をどうのこうのって抑えた部分はございません。

ただ、先ほども言いましたけれども、人事院の方ですね、全国調査を行ないました中で、いわゆる先ほども言っておりますけれども、全国の大企業・中小企業・小企業、そういう中での手当の支給実態ですか、そういうことを抑えた中で北海道の、新聞にも出ていましたけれども、約10万円から11万円ぐらいと。寒冷地手当の支給ですね。そういうような金額を抑えた中で北海道の支給額の設定というようなことですから、私ども単独で白老町とか何とかは抑えていませんけれどもね、全道の民間の平均的な支給額。これを当然人事院の方で抑えた中で、北海道地域としての。それから、先ほども区分もありまして、北海道何級地という区分もありますけれども、その積雪・寒冷の度合いによって、金額を設定しているというようなことなものですから。

基本的に数字どうのこうのって抑えていませんけれども、基本的には人事院の勧告と言いますかね、そういう金額に準じ、当町についてもそれに見合う金額を設定するというふうに思っております。数字的な根拠で説明できなくて大変申し訳ないですけれども。

それから、2点目の年数を多くできるのかというお話ですけれども、基本的には条例の改正

ですので、各地区で国に準じてということで、改正は行っています。

これは全道他のところも調べ、管内も含めてですね、調べていますけれども、16年度については、国の改正がですね、基準日が10月31日ということなものですから、国の方は人勧が出て法律改正が間に合ったと。

町の方は、白老町の場合は9月1日が基準日の支給日と。で、8月の6日に人勧が出て、20日に説明会があったというようなことなものですから、当然支給日までに条例の改正ができなかったと。で、そういう中で、他の町村がどういうふうに行っているかというようなことでお聞きしますと、やはり16年度については現行のまま支給すると。

ただ、今まで他の町村としては、経過年数の扱いを国と異なって支給しましたよというところもありますし、それから経過年数を同じくして、削減額を変えますよというような対応もあります。

ただ、こちらの方の考えとしては、先ほど言いましたとおり、38,400円の差がありますので、激変緩和措置として1年間延長すると。まあ、実質的には2年間になりますけれども、17年からですから。

ですから、経過年数を延ばして、緩やかな削減額にするというような対応でできるかどうかというようなお話になりますと、その条例の改正で、それは可能というふうに抑えて今回、22年までですね。その改正をするというような内容です。以上です。

組合の方もですね、ちょうど人勧が出て、当然例年組合と協議をするというようなことで、例年であればですね、組合との協議が灯油の単価の交渉が主なのですけれども、今回抜本的な改正というものですから、制度そのものの、支給そのものの組合と交渉したと。

で、いわゆる適用年度をいつからできるのか。言ってみれば先ほども言いましたけれども、支給日が接近に迫っておりますので、支給日をずらすか、規則改正するか。それから適用をいつからにするか。併せてですね、組合と協議いたしました。

ただ、当然9月1日の支給で、ずらすというのは生活にも影響があるだろうということで、支給日はずらさない。基本的にはずらさない。で、中身をどうするかというような話の中で、17年度からの適用にするけれども、経過年数で若干配慮してくれないかというようなお話の中で、組合とはそういうことの中で合意をみております。以上です。

**議長(堀部登志雄君)** はい、14番、大淵紀夫議員。

**14番(大淵紀夫君)** 14番、大淵です。やっぱり私、白老の数字を抑えることはないですけれども、白老で抑えれというんじゃないのです。

ただ、国が説明するときに、そういう根拠、こういうことで下げるんだっていう根拠を、明確に例えば言わないのであれば聞く。そして、そういうことをきちっと組合にそういう説明をしないで組合さんが、根拠がなくてこれだけ下げて納得すると、僕はちょっと思えないのだけれども。

そういう根拠をやっぱりきちっと示してね、そして我々にも示して、こういう、こういうっというのは全国的に寒冷地手当がこうだと。北海道全体では国から見たら、北海道全体の寒冷

地手当は民間がこうで公務員はこうだから下げるのだよと。そういう根拠がですね、やっぱり数字的に明らかにしないでやるっていうこと自体がね、私は国が悪いのかどこが悪いのかよく分からないけれども、それはおかしいと思うのですよ。

で、同時にやっぱり町も、そういうことをきちっとその根拠を聞いて、白老町で出せて言っているんじゃないですよ、僕が言っているのは。そういうことを聞いてですね、説得力あるものにすると。

で、なおかつやはり組合の皆さん方が合意されたということであれば、それはそれで結構ですけれども、やはり組合員の皆さんに働く意欲がなくなるようなですね、形ではいけないと思うのです。きちっと分かってもらう。なんだか知らないけど下がるんだと。22年経ったら半分以下になっちゃうんだというようなね。そんなやり方っていうのは私はやっぱりまずいと思うのですよ。

ですから、そういう根拠を、町も誠意を見せるところは見せる。それが、来年度から、17年度からっていうことで1年多くしたということになっているのかもしれないけれども。

そういうことがきちっと、我々にも分かるような、そういう説明の仕方を。例えば、条例で言えばこうだけれどもね、実態としてはこうなんだというようなことがちゃんと分かるように。組合の皆さんもこういう形で納得したのだと。こういうふうに町は提起したけれども、だから納得したのだと。

苫小牧はこれが納得していないというのはそこで納得していないのでしょう。だから、そういうこともね、私は議会の場できちっとね、言った方がいいと思うのですよ。で、そういう形で納得できる、納得できない。また、本当にそれが実態に合っているのかどうかと。白老町で合っているのかどうかっていうのは、これから我々が判断すればいいことですから。

そういうことがもうちょっと分かるように説明をした方がいいんじゃないかと思うのだけれども。どうですか。

**議長(堀部登志雄君)** はい、三國谷助役。

**助役(三國谷公一君)** はい。今回の寒冷地手当の改正でございますけれども、総務課長の方で数字的なものというお話をしましたけれども、もちろんこの根拠はですね、人事院の方がそれぞれの企業を全部調査してですね、それに基づいてやはり、企業と公務員のこの寒冷地手当については下がるよと。

これは当然毎年給与のベースもそうですけれども、そういう調査の中でできていることですから、そこにはやはり、数字的には根拠があるというふうに、まず基本的には抑えてやっているということ、一つご理解をいただきたいと思えます。

いちいちそれがどうだという説明はしていませんけれど、当然そこには数字的な調査があってですね、そしてその辺の是正があるということで、組合の方ともですね、誠心誠意協議をさせていただいたということでございます。

それで、国の方では20年ですけれども、まあ21年、22年というふうに延ばさせていたでいて、提案させていただいておりますが、これも今回はご存知のとおりですね、財政の総合



対策という中で、企業からそれぞれの手当等も含めた人件費の削減ということをやっておりますので、その辺も考慮してですね、トータルの中で組合の方ともきちっと交渉させていただいて、そして組合にも理解をしていただきましたし、また、ここにいる管理職の非組合員の皆さんについてもですね、その辺の話をさせていただきながら理解をいただいたというふうに思っております。

いずれにいたしましても、こういうことで相当職員ですね、生活の方もですね、厳しくなってくるというのは明白でありますけれども、これはトータルの中で人件費削減ということで取り組んでおりますので、一つその辺ご理解をいただきたいと思います。

**14番(大淵紀夫君)** 議長。3回目だけだね、そういう根拠をね、今度の場合道なり国なりに言って調べていった方がいいんじゃないかって。そこがやる気があるかどうか、それだけ。それを聞いています。

**議長(堀部登志雄君)** はい、三國谷助役。

**助役(三國谷公一君)** 失礼しました。あのですね、数字がないわけではないのですよね。来ているのですよ。実態がどうかというのは。

ただ、その中身の数字を聞くということであればね、いろいろな数字は、調べた数字は当然ありますけれども、それがトータルとなってどれだけの格差があるということですから、そういった数字を求めるといって当然求めてまいります。

今後ですね、数字は来ていますけれども、交渉の中で必要な数字も示しておりますけれども、それはより積極的に、説得できる数字を求めて参りたいと考えております。

**議長(堀部登志雄君)** 他、ございませんか。

はい、4番、鈴木宏征議員。

**4番(鈴木宏征君)** 一つだけちょっと確認させてほしいのですが、今同僚議員の説明の中にですね、この基準額の中にですね、国の、今回の改正の基準額の中に、灯油とか、今まで加算額の中でみていたものがですね、この抜本的な改正の中に、この中に含まれて計算されているのだというお話になりましたよね。

それですね、今までは今その加算額という中で、灯油の値段が変わりますと、そこで加算額も変わって出てきますけれども、今回の基準額もですね、灯油等の値段が毎年変動するわけですから、そういうものが変わったときにですね、この基準額というのが変わる要素というのがあるのかどうかということをご確認したいのです。

**議長(堀部登志雄君)** はい、白崎総務課長。

**総務課長(白崎浩司君)** 先ほどの説明でですね、いわゆる改正前と言いますか、今現行のものでありますけれども、これの算出が基準額と加算額ですよという二本立て。それから、改正後はですね、そういう表現じゃなくて支給額一本ということですよ。

ご質問の答えだけ言いますと、灯油の単価とかですね、そういうものをひくくめて支給額というような金額にしていますので、今までのように灯油の単価が変わったから単価の改正をしますとか、支給額の改正をしますと。こういうことは今後はないです。

そういうことをひっくるめて、人事院勧告の中で支給額というふうに一本できますので、おのおの、もう一度言いますけれども、おのおので加算額の単価の交渉をするとかですね、そういうことはもうありません。以上です。

**議長(堀部登志雄君)** はい、4番、鈴木宏征議員。

**4番(鈴木宏征君)** 今の説明でそうなのかもしれませんけれども、一般的に考えればその支給額を基準として考えたときにですね、その金額が出た根拠というのはね、やっぱり今の灯油の単価だとか、そういうものを計算の中でですね、この支給額というのが出たというふうに考えるしかないですよ。

どうやって作ったんだといたら、こういう灯油はいくら、着るものいくら、その寒冷地にかかるいろいろなものを含めて、支給額という、そういう根拠になっていると思うので、その支給額の根拠の一つがですね、やっぱり今の単価から外れたら、一般的にはですね、全体の数字がいくらってというのは変動しておかしくないと思うのですが、それが変動しないですね、そこが変わったって、じゃどこが、そこが上がったらですね、どこが減るのだという話になりますよね。

着るものいくら、燃料がいくら、光熱費がいくらとこういうふうなバランスの中で、この支給額って出たとしたら、その灯油のところの燃料がですね、変わってもですね、全体のその支給額は変わらないという、そういう仕組みがね、ちょっと何か納得できない部分があるのですよね。

それは、まあ納得できないといっても、国がそういうふうにやってしまったらそうなのかもしれません。どうか、普通一般的に考えれば、その基準として考えたところの単価が変わってくれば、やっぱり上がり下がりってというのはあって然るべきかと僕は思うのですよ。

だから、高くなれば支給額も高くなるでしょうし、その基準の中でですね、今年いくらで、50円でもしやったら、来年60円、来年40円になるかもしれませんけれども、そういう中ではですね、何かそこ変動するというのが何か、一般的に聞いていても納得できる部分かな。

それが変わらないというのが、どうしてなのかなというようなところが、ちょっと僕はこう、分かりづらいなというようなところがあるのですが、どうなのでしょう。

もし分からないなら分からないでいいのですが、もし分かっていたらですね、こういうものでということが分かっていたら、ちょっと教えていただきたいなと思います。

**議長(堀部登志雄君)** はい、白崎総務課長。

**総務課長(白崎浩司君)** 今のご質問、半分分かったような分からないという感じですけどもね。

今後5か月でということで、月額で23,360円になりますよと。で、5か月で総支給額が116,800円になっている。これは、この額はですね、給与と同様に毎年人事院勧告の中で出てきます。

毎年出るということは、改正になれば出てくると。給与もそうですね。で、手当もそうです

ね、他の期末勤勉手当も。何か月ですよと。

で、ですから、その算出根拠の中でいわゆる一冬越すのに、民間を含めてですね、比較したときにこのぐらいの金額になりますよといったときにはこの金額は当然人勤の中でかわって行くということになりますので、絶対的にこれがずっといくという数字でなくてですね、ということでございます。

**4番(鈴木宏征君)** 分かりました。最初の、一番最初の答弁の中でですね、それがもう固定されているというような意識でとっちゃったものですから、申し訳ありません。よく分かりました。はい。

**議長(堀部登志雄君)** 他、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長(堀部登志雄君)** それでは質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**議長(堀部登志雄君)** 討論なしと認めます。

採決いたします。議案第1号 白老町職員の寒冷地手当に関する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手を願います。

〔挙手多数〕

**議長(堀部登志雄君)** 賛成多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

---